

A man with short dark hair, wearing a light-colored, short-sleeved uniform with a dark collar, stands in a well-lit room. He has his hands clasped in front of him and is smiling slightly. The background shows a lamp, a window with sheer curtains, and a vase of red roses on a table.

外国人技能実習生制度【ビルクリーニング】

導入のご案内

外国人技能実習支援事業団

外国人技能実習生制度とは

グローバルな視点から国際社会との経済の調和のある発展を図っていく必要が求められ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する技能実習法（平成28年11月28日公布・平成29年11月1日施行・平成28年法律第89号）に基づいて外国人技能実習制度が実施されることとなりました。

基本理念として技能実習は技能等の適正な修得、習熟のために指導されるとともに技能実習生が健全な環境及び万全な体制の中で技能実習を行わなければならない事が定められています。この制度は国際貢献のため、主に開発途上国の外国人を日本で一定期間（最長5年を限度とする）受け入れ、技能を習得していく制度となります。外国人技能実習制度の拡充策として、優良な監理団体の実習期間5年間への延長や、受け入れ人数枠の拡大、対象職種拡大などが盛り込まれており、令和3年3月16日時点で85職種156作業が対象になっています。また、平成31年4月には新たな在留資格である『特定技能』が設けられ、介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用業、自動車整備業、航空業、宿泊業、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業の14分野に属する相当程度の知識又は経験、技能を要する業務に従事する外国人実習生の受け入れが可能となりました。

外国人技能実習支援事業団とは

技能実習生は平成30年10月末時点で309,470人在留しています。その中で監理団体型の受け入れが96.6%（平成29年度末）となっており、受け入れ企業の半数以上が中小規模の企業となっています。外国人技能実習増加の一方で失踪者数においても平成24年は2,005人でしたが、平成30年は9,052人と大きく増加しており、受け入れ企業と技能実習生との信頼関係づくりの重要性が求められています。今後は外国人技能実習生の増加が見込まれる中で、企業も実習生もお互いが理解し納得できる職場づくりが求められるとともに、監理団体が果たしていく役割はとて大きく重要です。当事業団では外国人技能実習制度を正しく理解し担当職員が研修など積極的に参加し、新しい条例などを受け入れ企業にタイムリーにお知らせできる体制づくりに努めてまいります。

当事業団ではネパール国の技能実習生を受け入れております。ネパール国は親日国家であり、また、ネパール人の性格は日本人と同様に八百万神を信仰する大変信仰心が篤い民族であり、感謝の念を忘れない笑顔の素晴らしい働き者の民族です。日本での技能習得を強く望んでいる優秀な若者が多く、当事業団ではネパール国の送り出し機関であるDeep Jyoti (P) Ltdと契約を交わしており、日本語教育はM.R.H Group of Training Companyで教育を終え、N 4以上の日本語能力試験に合格した実習生を採用しております。

現時点ではネパール国からの外国人技能実習生の受け入れですが、今後においては他国の実習生の受け入れを予定しています。

また、当事業団では85職種156作業の中において**ビルクリーニング**の技能実習生の受け入れを行っております。今後においては、受け入れ職種の拡大を図っていく予定です。

ネパールについて



ネパール国の特徴

93の異なる言語や地域語を持ち100以上の民族が暮らしているネパール連邦民主共和国（通称ネパール）は南アジアの連邦共和制国家です。東・西・南の三方をインドに北方を中国チベット自治区に接する西北から東南方向に細長い内陸国で首都はカトマンズ、人口は約2600万人、国土面積は約14.7万平方キロメートルあります。ネパールと聞くと、まずエベレストを連想される方が多いのではないのでしょうか。世界に14座ある8000メートル級の峰の中で8座がネパールに位置しています。山岳地帯から丘陵地帯そして平原と豊かな地形が広がっており、ヒマラヤからの水源も豊富ですが、近年は近代化に伴い深刻な水不足に悩まされているのが現状です。言語については公用語はネパール語ですが、都市部の私立学校で教育に使用されたりイギリスがネパールの経済援助主要国第1位ということもあり英語も比較的頻繁に使用されています。就労人口の約66%が農業に従事しており先進国から多額の開発援助を受けています。当事業団ではネパールと日本が技術的面でも国際交流面でも大きく躍進ができるような協力ができればと考えております。330万の神が宿るといわれているネパールではヒンドゥー教の信者が約80%、仏教徒が9%、イスラム教徒が約4%となっています。平成18年には議会で非宗教家国家と宣言され、様々な宗教を受け入れることが認められることとなりました。ネパールの人々のまじめで穏やかな性格は、豊かな自然環境と熱心な信仰心によるものかもしれません。

ネパール人の特徴

ヒマラヤ山脈に囲まれた雄大な自然の中で生活しているネパールの人々は、国民性として温厚で明るく朗らかであり、また日常生活ではライフラインがまだ整備されていない場所が多いため、必要物資の確保に肉体労働をする機会があり、それらの肉体労働で培われた体力により身体能力に優れている人が多数おり、周りの方と協調して物事に取り組む姿勢もあります。このような過酷な自然環境の中で生活してきたため、忍耐力が養われ、その忍耐力により、どのような仕事環境でも柔軟性を持って取り組んでいける人が多いのではないのでしょうか。国内の産業の約66%が農業であるという環境から、若者の技術取得への情熱が強く、日本での知識や技術を身に着けたいという意欲が強く向上心が高い傾向があります。

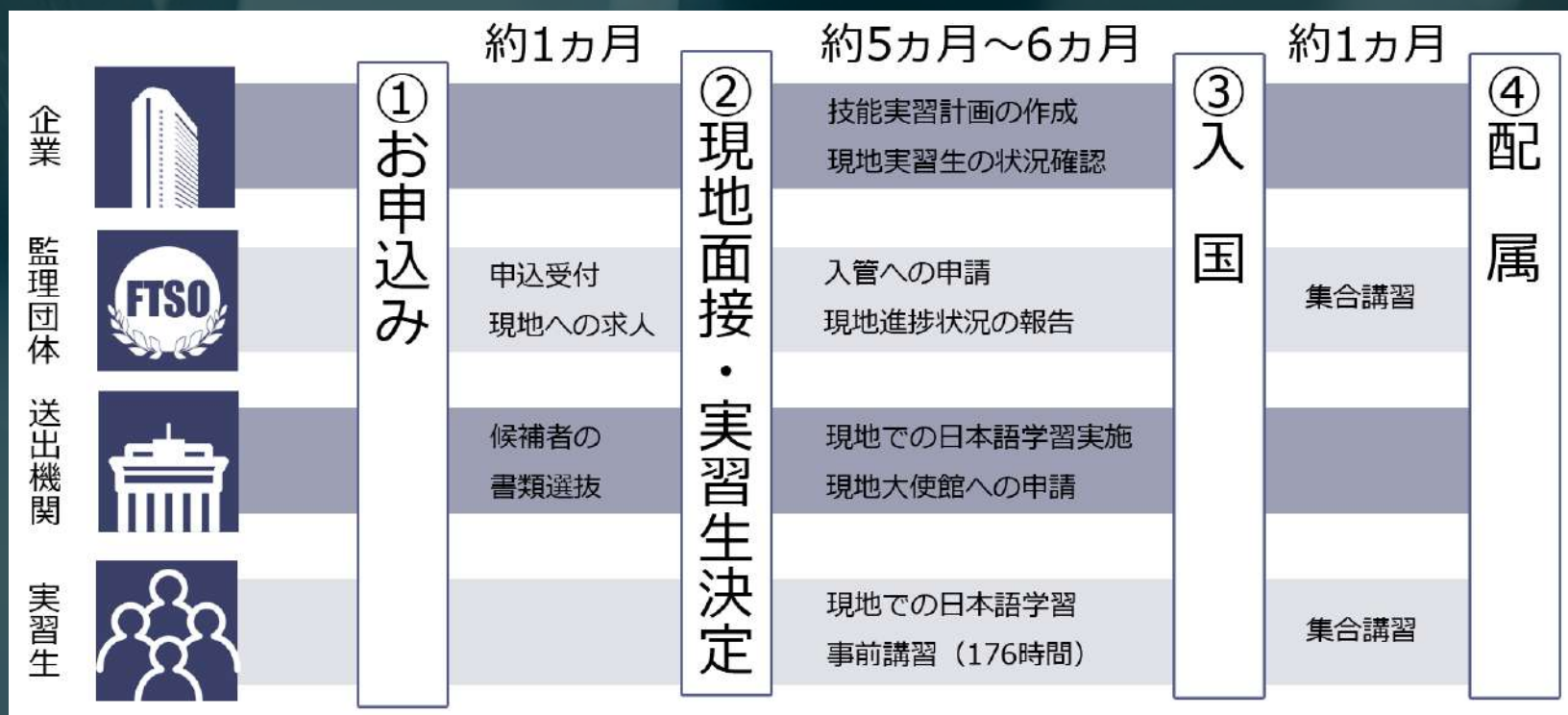
また、日本はアジアの中の先進国という意識が強く、親日家であり日本語とネパール語の文章の並びが類似している事などから日本語の習得に関しては、意欲的に取り組む方が多く上達が早い方が多いように思われます。日本では、カレーの専門店などでネパール人と話す機会があったりされるのではないのでしょうか。日本人に顔が似ているネパール人も多くいて親しみやすい国であることはお分かりいただけるとと思います。ネパールは国民の9割が宗教を信仰しているため、とても信仰心が厚く、しっかりとした道徳心を持ち合わせており日本在留外国人（2018年6月調査）ではアジア人の総数2,196,170人のうち85,321人で5位でしたが、警視庁がまとめた2018年統計国別外国人犯罪のデータでは総数6,450件のうち99件（1.53%）で9位というとても低い結果になっています。また、不法滞在者の人数はデータに載らないほどの低い水準を保っているのも規律を守るネパール人の気質と言えます。



外国人技能実習生を受け入れるには

受け入れまでの流れ

技能実習生の受け入れについては、監理団体が講習を行う事が上陸基準省令（平成22年法務省令第39号）によって義務付けられております。この為、お申し込みを頂いて実際に受け入れを開始するまでには約8ヵ月～10ヵ月のお時間が必要となります。



技能実習の流れ

技能実習の流れ						
入 国	1年目		在 留 期 間 更 新 ※2	2年目	3年目	帰 国
	講習 (1ヵ月)	実習		実習		
	技能実習1号※1			技能実習2号※3		

※1 1年目は在留期間6ヵ月が過ぎる前までに技能検定【基礎級】（ビルクリーニング）の受検申請をし、遅くとも10ヵ月が過ぎるまでには受験の実施が推奨されています。

※2 実技・学科の両方合格で2号への移行が可能になり在留期間が更新されます。不合格の場合は1回まで再受験が可能ですが、再受験でも不合格になると在留期間の更新は受けられず1年で帰国になります。

※3 2、3年目は在留期間12ヵ月が過ぎる前までに技能検定【随時3級】（ビルクリーニング）の受検が必須です。【随時3級】受験合格者は良好に技能実習2号を修了した事になりビルクリーニング特定技能1号評価試験が免除になります。

講習時間数は、技能実習の活動時間の6分の1で約2ヵ月と規定されています。しかし、入国前に5ヵ月以上をかけて事前講習を行うので入国後の講習は1ヵ月で修了可能です。

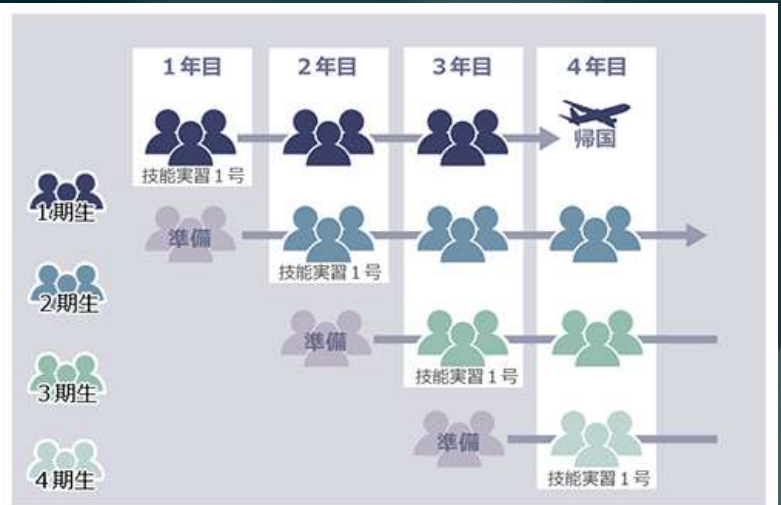
技能実習1号から2号への移行には技能検定【基礎級】の受検合格が必須となります。また、2号修了までの24ヵ月の間に技能検定【随時3級】の受検が必須です。当事業団は特定監理の為、監理できる技能実習は2号（最長3年）までです。現在は【随時3級】に合格しても技能実習3号への移行はできず2号修了後に実習生は帰国します。

入国後講習の終了後は受け入れ先にて雇用関係締結の必要があります。また、監理団体による定期的な監査（3ヵ月に1回以上）及び訪問指導（1年目のみ1ヵ月に1回以上）が義務付けられています。

技能実習生の基本人数枠

下記の人数を超えての受け入れを行うことはできません。常勤職員数が30人以下の場合、技能実習1号の受け入れは3人までですが毎年受け入れを行っていただくことにより、2号実習生は6人まで受け入れが可能です。受け入れイメージ例のように1年目は3人ですが3年目以降は9人まで受け入れができます。

実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数
300人以上	常勤職員総数の20分の1
201人～300人	15人
101人～200人	10人
51人～100人	6人
41人～50人	5人
31人～40人	4人
30人以下	3人



技能実習生の受入れの費用

当事業団では原則として**受入費用は実費請求**となっております。下記の費用は法整備や燃料代により変動しますので概算としてお考えください。また、下記はビルクリーニング職種1人あたりの概算になります。複数人受入の場合は別途見積を致します。技能実習生の面接には受け入れ先企業に現地に赴いて頂くことも可能です。この際の渡航費用等は受け入れ先企業にて負担をして頂きます。

また、現地での面接に当事業団の者を同行させる事も可能ですが渡航費用等が別途必要となります。

JITCO（公益財団法人国際研修協力機構）の賛助会員へ入会するとJITCOが実施するセミナーや技能実習生・特定技能外国人等の受入れに関する個別相談等の支援を受けられます。JITCO年会費は別途必要となります。（入会は任意です）

1年目の1人あたりの受入費用	1, 336, 000円
2年目の1人あたりの受入費用	585, 600円
3年目の1人あたりの受入費用	504, 000円

※1年目の1人あたりの受入費用には、外国人技能実習生受入準備費用、入国後研修費用、外国人技能実習生雇い入れ後費用として、当事業団入会金（退会時返却）・会費・在留資格VISA取得取次費用・技能実習生総合保険料・雇い入れ前健康診断費用・渡航費用・研修費用・技能実習生講習手当・雇用時健康診断・更新在留資格VISA取次費用・技能検定費用・監理団体管理費用等の概算実費が含まれます。2年目の1人あたりの受入費用、3年目の1人あたりの受入費用には、監理団体管理費用・在留資格VISA取得取次費用・技能検定費用等の概算実費が含まれます。受入人数によっては、かかる費用も変わってきますので正式には、見積をご依頼ください。

尚、受入後の給与・社会保険料・住宅費用は受け入れ先企業側の負担となります。給与は国内法で最低賃金が定められていますので遵守願います。住宅費用は給与より控除することは出来ませんが1人あたりの最低占有面積の確保はお願い致します。

当事業団のサービス

✓ 現地への求人

ネパール国の送り出し機関であるDeep Jyoti (P) Ltdと契約を交わしており、

日本語教育はM.R.H Group of Training Companyで教育を終え、N 4以上の日本語能力試験に合格した実習生を受け入れます。

✓ VISA取得更新手続き

在留資格VISA取得及びVISA更新手続きを代行します。

✓ 渡航帰国航空便手配

渡航の際の航空券の手配及び帰国時の航空券の手配を行います。帰国時の費用は、預り金として徴収しておりますので、燃油サーチャージの変動があった場合は、追加徴収または返金させて戴きます。

✓ 日本入国後研修

実習生が日本に慣れ親しんでいただくために日本の文化、常識、礼節等を1か月間泊まり込みで学習して戴きます。

✓ 受入前・雇用時健康診断

受入前及び受入企業との雇用契約締結時に健康診断を代行します。

✓ 管理指導・通訳・実習生相談

監理団体による定期的な監査（3か月に1回以上）及び訪問指導（1年目のみ1か月に1回以上）が義務付けられており、当事業団の担当者がお伺い致します。

また、実習生の相談や悩みに対応します。

アクセス・お問い合わせ



✓ 全協ビル管理協同組合
外国人技能実習支援事業団

〒350-0046

埼玉県川越市菅原町25-1 石井ビル301

TEL 049-223-4035 FAX 049-223-4037

Mail ftso@xb703608.xbiz.jp

✓ 東京サテライトオフィス

〒170-0013

東京都豊島区東池袋3-20-3 東池袋SSビル3F

※詳しくは、ホームページをご覧ください。

<https://xb703608.xbiz.jp/ftso/>



ご検討の程
宜しくお願い致します。